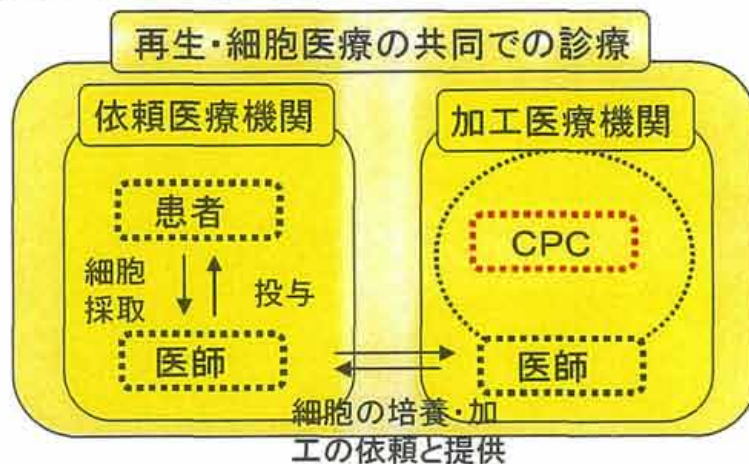


再生・細胞医療における共同での診療(21年度措置) の範囲について

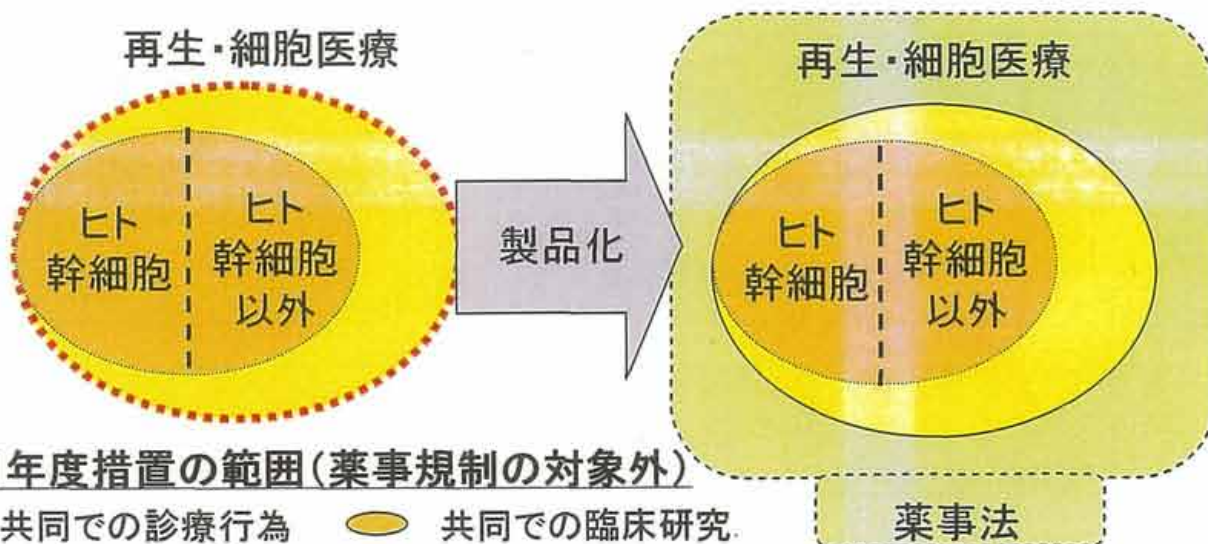
1. 複数の医療機関による共同での診療

- 再生・細胞医療における
細胞採取→培養・加工→投与

というプロセスを、依頼医療機関
と加工医療機関の共同での診療
(1人の患者に対して、複数の医
療機関が共同で医療を提供する
形をとること)として行う場合につ
いて検討するもの



2. 薬事規制の対象とならない再生・細胞医療



21年度措置の範囲(薬事規制の対象外)

- 共同での診療行為
- 共同での臨床研究

※ 依頼医療機関と加工医療機関の関係について

- 依頼医療機関と加工医療機関の関係は 1対1の関係 (自家細胞が対象)



※ 加工医療機関について

- 医師の監督の下CPCを運営

